

# 令和8年度に新たに70歳を迎えられる方へ 高齢者優待券の交付を初めて受ける方へ

## 高齢者優待券交付方法のご案内

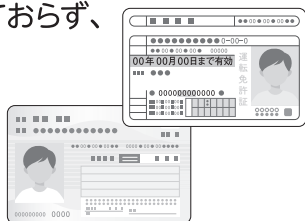
### 高齢者優待券の交付を受けるためには…

高齢者優待利用券(顔写真付きのカード)の交付が必要です。

### 高齢者優待利用券の交付に必要なもの

- 高齢者優待利用券交付申請書
- 顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm)
- 本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証等)

※写真は帽子等で顔が隠れておらず、  
正面から撮影されたもの。  
スナップ写真でも可。



### 交付日時

4月1日(水)～令和9年3月31日(水)  
午前9時～午後5時  
(4月1日(水)は午前10時開始)

### 交付場所

役場 1階 福祉課  
4月1日(水)～4月10日(金)は  
役場 地下大会議室 で交付します。

### お問い合わせ

斑鳩町役場  
住民生活部福祉課 介護高齢福祉係  
(住所:斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号)

☎ 0745-74-1001 (内線120)

### 高齢者優待利用券(顔写真付きのカード)について

高齢者優待利用券は、タクシー乗車やICOCAチャージなど、高齢者優待券を利用する際に、必ず提示が必要になるカードです。それ以外にも下記のメリットがあります。

- ① 法隆寺のご協力により法隆寺の無料拝観に利用できます。
- ② 「斑鳩町コミュニティバス」の運賃が100円→無料になります。

※法隆寺の拝観は通常拝観のみ利用可能。

各拝観入口(西院伽藍・大宝藏院・東院伽藍)にて高齢者優待利用券を提示してください。

※紛失された人は再発行することが可能です。

詳しくは、上記に記載しているお問い合わせ先(役場福祉課)までお問い合わせください。



例年4月は、役場と **コンビニエンスストアは特に混雑** します!!  
可能な限り、来庁時期をずらしていただきますようお願いいたします。

# 高齢者優待券の種類と利用可能金額

以下の4種類の中から、いずれか1つを交付します。

## CI-CA（バスカード）

利用可能額 3,500円+プレミア分

利用範囲 奈良交通（株）およびエヌシーバス（株）が運行する路線バスのうちICカード読取機搭載車両で利用できます。（高速バス・リムジンバス等を除く）

## タクシー乗車券

利用可能額 タクシーの普通（中型・小型）車の初乗り運賃乗車券5枚綴

利用範囲 町が指定するタクシー事業者の乗車に対し利用できます。

※1回に利用できる乗車券は1枚です。有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。

## ICOCA（イコカ）

利用可能額 3,000円

利用範囲 JR西日本が指定する利用可能エリアのほかに、一部私鉄・公共バスにも利用できます。下記のいずれかを選択できます。

- ①町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券3,000円分
- ②2,000円（デPOSIT 500円含む）のICカードと町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券1,000円分（実質利用額2,500円分）

「斑鳩町高齢者優待共通利用券」もあわせて交付

利用可能額：500円

利用範囲：ふれあい交流センターいきいきの里の入館、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用

## 優待共通券

利用可能額 共通券50枚（例）いきいきの里の入館に利用する場合、1回200円×50回で10,000円分利用可能。

利用範囲 以下のすべてのサービスに利用できます。

- ・ふれあい交流センターいきいきの里の入館 1枚／1回
- ・すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用 1枚／1回
- ・いかるがの里 聖徳太子マラソン「ファンランの部」への参加 5枚／1回

※有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。

優待券に加えて、**外出支援タクシー助成券**も交付しています。（タクシーの普通（中型・小型）車の初乗り運賃乗車券7枚綴）

## 優待券に関する注意事項

- ICOCAチャージ券の期限は**令和9年3月31日まで**、その他の優待券の利用期限は**令和10年3月31日まで**です。期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。
- 優待券を利用する場合は、**高齢者優待利用券（顔写真付きのカード）**の提示が必ず必要となります。
- 高齢者優待券は、交付を受けた本人のみしか使用できません（タクシーの同乗は可能）。他人への譲渡や、他人から譲り受けたチケットの使用はできませんので、**交付を受けた本人以外は、使用しないようにしてください。**
- 高齢者優待券等の交付は年度に1回限りです。紛失・破損等されても再発行はできませんので、ご注意ください。
- 転出等で町民でなくなった場合は、高齢者優待利用券等の返却が必要です（ICOCA以外）。
- 高齢者優待券は、高齢者の外出支援や社会参加を目的に交付しています。ICOCA等をご利用される場合、交通系サービス以外の利用はご遠慮ください。